

相手国政府・機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額と期限 (注2)	署名日 (効力発生日) (注3)	署 名 者	告示日 (注4)
モルディブ 公文	モルディブ共和国政府に対する 贈与に関する日本国政府とモル ディブ共和国政府との間の交換 デイブ 共 文	経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係 當局が合意する生産物及び役務を購入するための資金	250,000千円 -----	H24.3.12 マレで (同日)	日本側 粗信仁在モルディ ブ大使 モルディブ側 ドゥニヤ・ マウムーン外務担当国務 大臣	H24.3.27 H24.98号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。  
 (注2)贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。  
 (注3)日付については、平成〇年△月□日をH○△□と記している。  
 (注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。